東広島市環境先進都市推進会議補助金部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 この要領は、東広島市脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業補助金等(以下「補助金」という。) の適正な執行を図るため、東広島市環境先進都市推進会議規則(平成27年東広島市規則第117号)第8条 の規定により、東広島市環境先進都市推進会議(以下「推進会議」という。)に補助金部会(以下「部会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 部会は、次の事項について所掌する。
 - (1) 提案事業者からから提出された企画提案書の内容審査及び補助金交付決定者の選定に関すること。
- 2 部会の所掌に属された事項については、部会の決定をもって推進会議の決定とみなす。

(組織)

- 第3条 部会は、部会員5人をもって組織する。
- 2 部会員は、推進会議の委員のうちから、広島大学及び中国電力株式会社エネルギア総合研究所、呉工業高等専門学校、株式会社豊国エコソリューションズの代表者並びに市職員をもって充てる。
- 3 前項の規定に関わらず、会長は必要があると認めるときは、推進会議の委員を部会員に任命することができる。

(部会長及び副部会長)

- 第4条 部会に部会長1人、副部会長1人を置く。
- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 2 部会は、部会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議に出席できない部会員は、部会員が所属する機関から代理人を選任し、会議に出席させることができる。この場合の代理人は、部会員とみなす。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 部会の会議は、公開とする。ただし、書類審査及び公開審査における選考過程については非公開と する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、生活環境部環境先進都市推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、令和5年7月18日から施行する。